

2021年3月16日

日本に帰国／入国される皆様へ（検査証明書の提出に関して）

今般、厚生労働省（検疫）は、日本に帰国ないし入国される方による検査証明書の提出について、日本時間3月19日より実施する新たな措置を発表しました。従来の検査方法に加え、新たな検査方法が認められ、それに伴い検査証明書の様式が変更されました。現在の措置の詳細については、以下をご参照ください。

【参照厚生省HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html 】

1 全ての入国者は出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければならず、提出できない場合は、検疫法に基づき、日本への上陸が許可されません。

2 検査証明書は以下を満たさなければなりません。

○出国前72時間以内に検体を採取し検査したもの。

○所定のフォーマットであること。

（日本語 <https://www.mhlw.go.jp/content/000753106.docx> ）

（英語 <https://www.mhlw.go.jp/content/000753107.docx> ）

3 所定のフォーマットの提出が出来ない場合

○以下の条件を満たした任意のフォーマットによること。

・人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）があること。

・検査手法（所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、証明書交付年月日があること。

・発行元の情報（レターヘッド（ロゴ）、機関名、署名者の名前及び署名、（あれば発行元機関印影））があること。

・英語表記（併記）であること。

4 誓約書の提出が求められます。（14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用、LINEアプリ等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存等、検疫措置上求められる措置に応じる内容。誓約に違反した場合は氏名等の情報が公表されることがあります。また、誓約に応じるためにスマートフォンを用意する必要があります）。